

令 0 3 原機（峠） 0 6 5

令和 3 年 8 月 20 日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏雄

(公印省略)

定期事業者検査報告書
(定期事業者検査開始時)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 16 条の 5 第 1 項の規定に基づく国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質加工施設の定期事業者検査を開始しますので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 16 条の 5 第 3 項に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

住 所：茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1

代表者の氏名：理事長 児玉 敏雄

2. 加工施設を設置した事業所の名称及び所在地

名 称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

所 在 地：岡山県苦田郡鏡野町上齋原 1 5 5 0 番地

3. 検査の対象及び方法並びに期日

検査の対象：核燃料物質加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟）

検査の方法：別添 1 「核燃料物質加工施設の定期事業者検査の計画」のとおり

検査の期日：令和 3 年 1 1 月 2 5 日～令和 4 年 3 月 3 1 日（予定）

4. 予定の概要

別添 1 「核燃料物質加工施設の定期事業者検査の計画」のとおり

添付書類

1. 定期事業者検査の計画

○定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目及び検査実施予定期別添1「核燃料物質加工施設の定期事業者検査の計画」に定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目及び検査実施予定期を示す。

○定期事業者検査期間中に実施する工事

今年度の工事の計画はない。

○前回の定期事業者検査からの変更点

前回の定期事業者検査からの変更点は、加工の事業に係る廃止措置計画に記載された廃止措置期間中に性能を維持すべき施設（以下、「性能維持施設」という。）について「性能維持施設の維持管理」に記載した性能が維持されることを確認する検査とする。

2. 性能維持施設に係る施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標

別添2「令和3年度 核燃料物質加工施設の施設管理方針及び施設管理目標（設定・達成状況）票」のとおり

3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ) 施設管理実施計画の始期及び期間

別添3「核燃料物質加工施設 施設管理実施計画（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」の第2条のとおり

ロ) 加工施設の工事の方法及び時期

別添3「核燃料物質加工施設 施設管理実施計画（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」の第3条のとおり

今年度の工事の計画はない。

ハ) 加工施設の点検、検査等（以下「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

別添1「核燃料物質加工施設の定期事業者検査の計画」、別添4「設備保全整理表 核燃料物質加工施設（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」のとおり

ニ) 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
別添3「核燃料物質加工施設 施設管理実施計画（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」の第6条のとおり

4. 核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の10（定期事業者検査の実施）第2項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）

性能維持施設の設備機器について、巡視、点検を確実に実施し設備の状態を把握する。また、必要に応じて消耗品又は部品の取替えを行うことにより、一定の期間、性能維持施設の維持すべき機能を維持することを確実にする。

なお、「一定の期間」については、別添3「設備保全整理表 核燃料物質加工施設（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」に示す点検頻度を考慮し「13ヶ月」とする。

5. 前回の定期事業者検査において提出した上記3.に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあっては、その変更の内容を説明する書類

設備保全整理表について、廃止措置計画に伴い供用を終了し恒久的な措置を講じた設備・機器類の点検項目及び頻度を変更する。

変更の内容は、別添5「保全有効性評価の記録」のとおり

6. 前回の定期事業者検査において提出した上記2.又は3.に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類

別添5「保全有効性評価の記録」のとおり

7. 前回の定期事業者検査において提出した上記4.に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があった場合にあっては、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の10第3項各号に掲げる事項を記載した書類

一 加工施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

別添5「保全有効性評価の記録」のとおり

二 加工施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果
該当なし

三 加工施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該加工施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

該当なし

8. 別添書類

- 別添 1 「核燃料物質加工施設の定期事業者検査の計画」
- 別添 2 「令和 3 年度 核燃料物質加工施設の施設管理方針及び施設管理目標（設定・達成状況）票」
- 別添 3 「核燃料物質加工施設 施設管理実施計画（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」
- 別添 4 「設備保全整理表 核燃料物質加工施設（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」
- 別添 5 「保全有効性評価の記録」
- 別添 6 「検査要否整理表 核燃料物質加工施設（ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟）」

別添 1

「核燃料物質加工施設の定期事業者検査の計画」

検査項目	検査事項	施設区分	検査対象 【対象設備等】	定期事業者 検査時期	備考 (技術基準 ^{*1})
漏水防止機能確認検査	・外観目視確認 ・建家鉄骨の肉厚確認 ・地震発生時の巡視	建物本体	・主棟  ・廃棄物貯蔵庫 ・非常用発電機棟	令和 4年1月中旬	第6条(地震による損傷の防止) 第10条(閉じ込め機能) 第21条(核燃料物質による汚染の防止)
吊上げ高さ制限機能確認検査	・吊上げ高さ制限機能確認	核燃料物質の貯蔵施設	【搬送設備】 ・天井走行クレーン ・テルハ (16トンホイスト)	令和 3年12月下旬	第16条(搬送設備)
停電保持機能確認検査	・停電保持機能確認				
性能維持機能確認検査	・性能維持機能確認		【核燃料物質の貯蔵設備】 ・ANSI規格48Y ・ANSI規格30B ・ハンドリング用シリンダ ・滞留ウラン回収容器	令和 4年3月中旬	第10条(閉じ込めの機能)
閉じ込め機能確認検査	・外観目視確認 ・漏えい確認	放射性廃棄物の廃棄施設	【気体廃棄物の廃棄設備】 ・負圧指示調節計等	令和 4年3月中旬	第10条(閉じ込めの機能)
閉じ込め機能 (負圧維持機能) 確認検査	・負圧確認		【気体廃棄物の廃棄設備】 ・主棟給排気系(1) 送・排風機 ・主棟給排気系(2) 送・排風機 ・付属棟給排気系 局所排気設備送・排風機	令和 4年3月中旬	
	・インター-ロック作動確認		【気体廃棄物の廃棄設備】 ・主棟給排気系(1) 排風機 ・主棟給排気系(2) 排風機 ・付属棟給排気系 局所排気設備排風機	令和 4年3月中旬	第23条(換気設備)
	・排風機の風量確認		【気体廃棄物の廃棄設備】 ・主棟給排気系(1) 排風機 ・主棟給排気系(2) 排風機 ・付属棟給排気系 局所排気設備排風機	令和 4年3月中旬	
	・負圧警報作動確認		【気体廃棄物の廃棄設備】 ・負圧警報装置 (負圧指示調節計、差圧指示調計、圧力指示調節計)	令和 4年3月中旬	第18条(警報設備等)
放射性物質の除去機能確認検査	・放射性物質の除去機能確認		【気体廃棄物の廃棄設備】 ・フィルタユニット (高性能エアフィルタ)	令和 4年1月中旬	第20条 (廃棄施設) 第23条 (換気設備)
局所排気機能確認検査	・局所排気機能確認		【気体廃棄物の廃棄設備】 ・保守フード	令和 4年1月中旬	第10条(閉じ込めの機能)

検査項目	検査事項	施設区分	検査対象 【対象設備等】	定期事業者 検査時期	備考 (技術基準 ^{*1})
管理廃水処理機能確認検査	・処理能力確認	放射性廃棄物の廃棄施設	【液体廃棄物の廃棄設備】 管理廃水処理設備 ・管理廃水受水槽A、B ・管理廃水排水槽A、B ・反応槽 ・脱水機 ・砂ろ過器	令和3年12月下旬	第10条(閉じ込めの機能) 第20条(廃棄施設)
	・容量確認 ・漏えい確認		【液体廃棄物の廃棄設備】 管理廃水処理設備 ・管理廃水受水槽A、B ・管理廃水排水槽A、B	令和3年12月下旬	
	・液面高検知装置の作動確認		【液体廃棄物の廃棄設備】 管理廃水処理設備 ・管理廃水受水槽A、B ・管理廃水排水槽A、B	令和4年3月中旬	第18条(警報設備等)
臨界管理機能確認検査	・外観目視確認 ・相互間距離確認		【固体廃棄物の廃棄設備】 ・使用済NaF収納ドラム缶 ・使用済貯蔵エリア(使用済NaF保管用バードケージ)	令和4年2月中旬	第4条(核燃料物質の臨界管理)
排気中の放射性物質濃度測定機能確認検査	・計数効率確認 ・警報作動確認	放射線管理施設	【放射線管理設備】 ・排気用ダストモニタ(α 線、 β (γ)線)	令和3年12月上旬	第18条(警報設備等)
	・検出範囲確認 ・警報作動確認		【放射線管理設備】 ・排気用HFモニタ ・エリア用HFモニタ	令和3年12月上旬	
放射線の測定機能確認検査	・線源較正確認 ・警報作動確認		【放射線管理設備】 ・モニタリングポスト ・モニタリングステーション	令和3年12月上旬	
センター内の連絡機能確認検査	・非常用連絡設備機能確認	その他加工施設の附属施設	【非常用設備】 ・非常用通報連絡設備 ・非常用電源装置 ・ページング装置	令和4年1月中旬	第25条(通信連絡設備)
外部電源喪失時の電源供給機能確認検査	・能力確認 ・作動確認		【非常用設備】 ・無停電電源装置	令和4年3月中旬	第24条(非常用電源設備)
	・能力確認 ・作動確認 ・機能確認		【非常用設備】 ・非常用発電機	令和3年11月25日	
火災検知機能確認検査	・火災検知機能確認		【自動火災報知設備】 ・受信機 ・感知器 ・地区音響装置 ・発信機	令和4年2月中旬	第11条(火災等による損傷の防止)
消防法に基づく性能確認検査	・員数確認 ・健全性確認 ・作動確認		【消火設備】 ・消火器 ・消火栓 ・ハロン消火設備		

*1：加工施設の技術基準に関する規則

本資料には核物質防護情報が含まれているため、該当箇所をマスキングしています。

承 認	同 意	確 認	作 成
所 長	核取主任者等	統括者	施設管理課 設備処理課 設備開発課 処理技術 安全管理課

令和3年度

核燃料物質加工施設の施設管理方針及び施設管理目標（設定・達成状況）票

【核燃料物質加工施設保安規定に基づく施設管理目標】

施設管理方針		施設管理目標	管理尺度	目標値	達成状況及びその評価*
1	安全確保を最優先とする。	性能維持施設のうち、非常用電源設備及び放射線管理施設について、それぞれ不具合発生件数が1年につき1件以内となるように必要な措置を実施する。	達成度	施設管理実施計画の期間中に1件以内	
2	法令及びルール(自ら決めたことや社会との約束)を守る。	性能維持施設(建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他加工施設の附属施設)で発生した事象のうち、不適合管理すべき事象について、管理を適切に実施することにより、再発防止を図る。	達成度	不適合管理すべき事象が適切に管理されていること。	
3	情報共有及び相互理解に、不斷に取り組む。	法令及び保安規定を遵守し、施設管理に必要な保全活動を確実に実施する。	達成度	100%	
4	保安業務(運転管理、施設管理等)の品質目標とその活動を定期的にレビューし、継続的な改善を行う。	施設管理に関する情報工程調整会議等により関係者間で十分に共有し、相互理解を深める。 自施設及び他施設で発生した不適合情報等を共有し、是正処置、未然防止処置等を確実に実施する。	実施頻度 実施頻度*2	月1回以上 事象発生の都度 100%	

注) 施設管理目標は、理事長が定めた施設管理方針と整合すること。また、達成度をどのような尺度で判断するかを十分考慮した上で具体的に定めること。

本票は、施設管理目標の設定時及び達成状況の評価時にその都度作成する。施設管理目標を設定する場合は、「設定」に○を、達成状況の評価の場合は「達成状況」に○を記す。

*1：達成状況の評価では、管理尺度及び目標値に係る評価のみならず、保全活動の実施状況を踏まえて施設管理目標の達成状況を評価すること。

*2：予算措置等を含め、長期的な対応が必要な場合は、処置の計画策定をもって、処置済みとみなすことができる。

改訂01

核燃料物質加工施設 施設管理実施計画

(ウラン濃縮原型プラント・廃棄物貯蔵庫・非常用発電機棟)

承 認		同 意	作 成		
副所長 (技術担当)	廃止措置・ 技術開発部長	核燃料 取扱主任者	安全管理課長	廃止措置 推進課長	施設 管理課長
[Redacted]					

令和3年8月

人形峠環境技術センター

安全管理課

廃止措置・技術開発部

施設管理課

廃止措置・技術開発部

廃止措置推進課

改訂履歴

改訂	記　事	施行日
制定	令和3年度 制定	令和3年5月 7日
01	・組織改編に伴う組織名称の変更 ・第2条の始期及び期間の年月日は1項に記載しているため削除。	令和3年8月 2日

施設管理実施計画の策定及び実施（第7条の4第1項）

第1条 本計画は、核燃料物質加工施設のウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の施設管理にあたり、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」（以下「加工規則」という。）第7条の4第1項第2号の定めにより策定した廃止措置期間中に性能を維持すべき加工施設（以下、「性能維持施設」という。）に係る「施設管理方針」に従って達成すべく、同条第1項第3号により策定した「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、同条第1項第4号に基づき、施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）として定めたものである。

（第7条の4第1項第4号イ 施設管理実施計画の始期及び期間）

第2条 施設管理実施計画の始期は、定期事業者検査を開始する日とし、その期間は、当該年度末までとする。なお、巡視及び点検に係る保守管理は年度初めから年度末までの期間とする。

2 施設管理課長及び安全管理課長は、第1項の計画の作成にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」並びに「核燃料取扱施設保守管理要領書」に基づき、必要な手続きを行う。

（第7条の4第1項第4号ロ 設計及び工事）

第3条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設の修理及び改造に係る設計及び工事を行うときは、保安規定第9章 保守管理第3節【保修及び改造】第75条《保修及び改造作業の実施》の定めにより業務を実施する。

2 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の業務の実施にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」、「調達管理要領書」、「設計管理要領書」及び「核燃料取扱施設保守管理要領書」に基づき、必要な手続きを行う。

令和3年度には設計及び工事の予定はなし。

(第7条の4第1項第4号ハ 施設の保全のために実施する巡視)

第4条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型
プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、
放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設に
ついて、保安規定第9章 保守管理 第1節【施設管理】第71条《巡視》に基
づき、当該施設の保安のための巡視を行う。

- 2 施設管理課長、廃止措置推進課長及び安全管理課長は、供用を終了し恒久的
な措置を講じた機器類について、保安規定第6章 核燃料物質等の管理 第3
5条《管理区域内における保管》の定め及び「放射性物質等管理要領書」に基
づき、当該機器類の管理のための巡視を行う。
- 3 施設管理課長及び安全管理課長は、第1項の巡視の実施にあたっては、「核
燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」及び「核燃料取扱施設保守管理要
領書」に基づき、必要な手続きを行う。

(第7条の4第1項第4号ニ 点検等の方法、実施頻度及び時期)

第5条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型
プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、
放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設に
ついて、保安規定第9章 保守管理 第1節【施設管理】第68条《施設管理実
施計画等の策定》の定めにより、当該施設の巡視、点検等の方法、実施頻度及
び時期を整理した「設備保全整理表及び検査要否整理表」を作成する。これを
変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の「設備保全整理表」に記載する巡視、点検等の方法については、それ
らの手順を示した要領書等を示した索引番号等の表記に代えることができる。
- 3 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の巡視、点検等の実施にあたっては、
「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」、「調達管理要領書」、「核燃料
取扱施設保守管理要領書」及び「監視機器及び測定機器の管理要領書」に基
づき、必要な手続きを行う。
- 4 独立検査委員会は、検査の実施にあたっては、保安規定第9章 保守管理 第
2節【定期事業者検査】及び第4節【使用前事業者検査】の定め及び「独立検
査実施要領書」に基づき、「定期事業者検査実施計画書」、「定期事業者検査要
領書」、「使用前事業者検査実施計画書」及び「使用前事業者検査要領書」を作
成し、必要な手続きを行う。

5 前項の検査の実施に当たっては、保安規定第2章 安全管理体制 第3節【委員会】第13条《独立検査委員会》及び「独立検査実施要領書」の定めにより、検査の独立性を確保する。

(第7条の4第1項第4号ホ 工事及び点検等を実施する際の保安確保のための措置)

第6条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設について、第3条の設計及び工事並びに第5条の点検等を実施する際は、「核燃料取扱施設運転管理要領書」、「核燃料施設区域管理要領書」、「核燃料取扱施設保守管理要領書」及びその他関連要領の定めにより、保安の確保のために必要な措置を講じる。

2 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の措置にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」及び「核燃料取扱施設保守管理要領書」に基づき、必要な手続きを行う。

(第7条の4第1項第4号ヘ 設計、工事、巡視、点検等の結果の確認及び評価)

第7条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設に係る第3条の設計及び工事、第4条の巡視並びに第5条の点検等の結果について、保安規定第9章 保守管理 第1節【施設管理】第70条《保全活動の有効性評価及び改善》の定め及び「核燃料取扱施設保守管理要領書」に基づき、必要な確認及び評価を行う。

2 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の確認及び評価にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」及び「核燃料取扱施設保守管理要領書」に基づき、必要な手続きを行う。

(第7条の4第1項第4号ト 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善)

第8条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫並びに非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設に

ついて、前条の確認及び評価の結果、実施すべき処置があると認める場合は、保安規定第9章 保守管理 第1節【施設管理】第70条《保全活動の有効性評価及び改善》の定め並びに「核燃料取扱施設保守管理要領書」及び「保安活動指標設定評価要領書」に基づき、必要な改善を行う。

- 2 施設管理課長及び安全管理課長は、前項の改善の実施にあたっては、「核燃料物質加工施設品質マネジメント計画書」及び「核燃料取扱施設保守管理要領書」に基づき、必要な手続きを行う。

(第7条の4第1項第4号チ 施設管理に関する記録)

第9条 施設管理課長及び安全管理課長は、それぞれ所管するウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟の建物、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他加工設備の附属施設の第2条から第8条までの施設管理に係る記録について、保安規定第14章 記録及び報告 第92条《記録等》の定めにより、必要な期間、保存する。

附則

この計画は、令和3年8月2日から施行する。

設備保全整理表

改訂01

核燃料物質加工施設
 ウラン濃縮原型プラント
 廃棄物貯蔵庫
 非常用発電機棟

承認		同意		作成	
副所長 (技術担当)	廃止措置・ 技術開発部長	核取 主任者	安全 管理課長	廃止措置 推進課長	施設 管理課長

令和3年8月

人形峠環境技術センター

廃止措置・技術開発部	安全管理課
廃止措置・技術開発部	施設管理課
	廃止措置推進課

本資料には核物質防護情報が含まれているため、該当箇所をマスクシングしています。

改訂履歴

改訂	記事	制定日
制定	R3年度 制定	令和3年5月10日
01	組織改編に伴う組織名称の変更 記載の適正化（検査項目名の変更）	令和3年8月2日

施設 : ヴラン濃縮原型プラント 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器											供用段階				中長期保全*1			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する項目)	要領書 索引番号	巡視、点検項目	点検頻度 (○付きは、自主的な点検)	要領書 索引番号	点検 補修 改造	更新 改造	要領書 索引番号	備考	担当 課室				
加工の事業に係る廃止措 置計画認可申請書 3.廃止措置対象施設及び その敷地 表3-6 廃止措置対象主要 施設及び主な設備(1/6) (1)原型プラント	建物本体 	主機 	建物本体 	-	低	漏水防止機能確認検査 ・外観目視確認(外壁、天井・内壁) ・建屋筋骨の割れ ・地震発生時の状況	日常の巡視 - 天井・内壁の外観目視	1回/日 1回/年	施設-SMM-760-003	-	-	-	-	性能維持施設	施設管理課				
DOP-1 加工設備本体(織 編機)	・DOP-1 過心分離機	1式	低	事後保全	-	-	- 恒久的指置点検	調度4以上での定期点検 地震発生時の巡視 建屋筋骨の初期測定	1回/年 1回/月 013-002	施設-SMM-760-001	-	-	-	性能維持施設	施設管理課				
DOP-2 加工設備本体(織 編機)	・DOP-2 過心分離機	1式	低	事後保全	-	-	- 恒久的指置点検	1回/月 031-001	施設-SMM-730-001	-	-	-	-	性能維持施設	施設管理課				
DOP-1 高周波電源設備 UHF処理設備	・インバータ装置 (偏振盤、歪位計器、パワーワーク)	6基	低	事後保全	-	-	- 恒久的指置点検	1回/月 128-001	施設-SMM-721-001	-	-	-	-	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				
DOP-1 UFH処理設備	・製品コントラック (製品コントラック)	2基	低	事後保全	-	-	- 恒久的指置点検	1回/月 031-001	施設-SMM-730-001	-	-	-	-	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				
DOP-1 ・ホルダ排気系 牛乳加圧ガラフ(1NaF)	・ホルダ排気系 牛乳加圧ガラフ(1NaF)	3基	低	事後保全	-	-	- 恒久的指置点検	1回/月 031-001	施設-SMM-730-001	-	-	-	-	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				
DOP-1 ・ホルダ排気系 牛乳加圧ガラフ(MgO3)	・ホルダ排気系 牛乳加圧ガラフ(MgO3)	2基	低	事後保全	-	-	- 恒久的指置点検	1回/月 031-001	施設-SMM-730-001	-	-	-	-	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				
DOP-1 ・ホルダ排気系 牛乳加圧ガラフ	・ホルダ排気系 牛乳加圧ガラフ	2基	低	事後保全	-	-	- 恒久的指置点検	1回/月 031-001	施設-SMM-730-001	-	-	-	-	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				
DOP-1 ・ホルダ排気系 牛乳加圧ガラフ	・ホルダ排気系 牛乳加圧ガラフ	2基	低	事後保全	-	-	- 恒久的指置点検	1回/月 031-001	施設-SMM-730-001	-	-	-	-	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				
DOP-1 ・発生槽	・発生槽	3基	低	事後保全	-	-	- 恒久的指置点検	1回/月 031-001	施設-SMM-730-001	-	-	-	-	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				
DOP-1 ・バッファタンク	・バッファタンク	1基	低	事後保全	-	-	- 恒久的指置点検	1回/月 031-001	施設-SMM-730-001	-	-	-	-	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				
DOP-1 ・製品回収槽	・製品回収槽	4基	低	事後保全	-	-	- 恒久的指置点検	1回/月 031-001	施設-SMM-730-001	-	-	-	-	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				
DOP-1 ・液体回取槽	・液体回取槽	4基	低	事後保全	-	-	- 恒久的指置点検	1回/月 031-001	施設-SMM-730-001	-	-	-	-	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				
DOP-1 ・一般ガス系 牛乳加圧ガラフ(1NaF)	・一般ガス系 牛乳加圧ガラフ(1NaF)	1基	低	事後保全	-	-	- 恒久的指置点検	1回/月 031-001	施設-SMM-730-001	-	-	-	-	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				
DOP-1 ・一般ガス系 牛乳加圧ガラフ(AP03)	・一般ガス系 牛乳加圧ガラフ(AP03)	2基	低	事後保全	-	-	- 恒久的指置点検	1回/月 031-001	施設-SMM-730-001	-	-	-	-	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				
DOP-1 ・冷却器	・冷却器	2基	低	事後保全	-	-	- 恒久的指置点検	1回/月 031-001	施設-SMM-730-001	-	-	-	-	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				
DOP-1 均質設備	・シンジダ管(36B) ・シンジダ管(48Y)	5基	低	事後保全	-	-	- 恒久的指置点検	1回/月 031-001	施設-SMM-730-001	-	-	-	-	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				
DOP-1 均質設備コートドリフ	・均質設備コートドリフ	1基	低	事後保全	-	-	- 恒久的指置点検	1回/月 031-001	施設-SMM-730-001	-	-	-	-	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				
DOP-1 均質設備	・均質設備 コートドリフ(A1203)	2基	低	事後保全	-	-	- 恒久的指置点検	1回/月 031-001	施設-SMM-730-001	-	-	-	-	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				
DOP-1 均質設備 コートドリフ	・均質設備 コートドリフ	2基	低	事後保全	-	-	- 恒久的指置点検	1回/月 031-001	施設-SMM-730-001	-	-	-	-	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				
DOP-1 均質設備	・均質設備 コートドリフ	2基	低	事後保全	-	-	- 恒久的指置点検	1回/月 031-001	施設-SMM-730-001	-	-	-	-	設備撤去後は 点検不要	施設管理課				

施設 : ヴラン濃縮原型プラント 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器						供用段階						中長期保全*1		
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に關する項目)	要領書 索引番号	巡視、点検項目	点検頻度 〇 付き は、自主的 な点検	要領書 索引番号	点検 補修 改造	更新 改造	要領書 索引番号	備考	担当 課室
潜留フラン溶去 設備	・サンブル小分け装置	1式	低	事後保全	—	—	施設-SMM-730-031-001	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-730-031-001	—	—	施設-SMM-730-031-001	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
		1基	低	事後保全	—	—	施設-SMM-730-162-0011	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-760-162-0011	—	—	施設-SMM-760-162-0011	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
	・ポンベ槽	2基	低	事後保全	—	—	施設-SMM-760-162-0011	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-760-162-0011	—	—	施設-SMM-760-162-0011	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
		1基	低	事後保全	—	—	施設-SMM-760-162-0011	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-760-162-0011	—	—	施設-SMM-760-162-0011	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
	・IF7ガラットラップ	2基	低	事後保全	—	—	施設-SMM-760-162-0011	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-760-162-0011	—	—	施設-SMM-760-162-0011	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
		1基	低	事後保全	—	—	施設-SMM-760-162-0011	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-760-162-0011	—	—	施設-SMM-760-162-0011	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
	・潜留回収系 ・ホルダリング(NAF)	1基	低	事後保全	—	—	施設-SMM-760-162-0011	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-760-162-0011	—	—	施設-SMM-760-162-0011	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
		1基	低	事後保全	—	—	施設-SMM-760-162-0011	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-760-162-0011	—	—	施設-SMM-760-162-0011	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
	・潜留用排気系 ・ホルダリング(NaF)	1基	低	事後保全	—	—	施設-SMM-760-162-0011	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-760-162-0011	—	—	施設-SMM-760-162-0011	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
		1基	低	事後保全	—	—	施設-SMM-760-162-0011	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-760-162-0011	—	—	施設-SMM-760-162-0011	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
加工の事業に係る塗止槽 施設	・潜留ガラス(AFO3) ・潜留用ナトリウム系 ・潜留ガラス(AFO3)	1基	低	事後保全	—	—	施設-SMM-760-162-0011	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-760-162-0011	—	—	施設-SMM-760-162-0011	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
		1基	低	事後保全	—	—	施設-SMM-760-162-0011	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-760-162-0011	—	—	施設-SMM-760-162-0011	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
	・潜留用ナトリウム系 ・アーチガラス	1基	低	事後保全	—	—	施設-SMM-760-162-0011	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-760-162-0011	—	—	施設-SMM-760-162-0011	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
		2基	低	事後保全	—	—	施設-SMM-760-162-0011	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-760-162-0011	—	—	施設-SMM-760-162-0011	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
	・潜留用排気系 ・ホルダリング	1基	低	事後保全	—	—	施設-SMM-760-162-0011	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-760-162-0011	—	—	施設-SMM-760-162-0011	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
		1基	低	事後保全	—	—	施設-SMM-760-162-0011	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-760-162-0011	—	—	施設-SMM-760-162-0011	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
	・潜留ガラス回収槽 ・回収用ヒュレサ ・潜頂用ヒュレサ	1基	低	事後保全	—	—	施設-SMM-760-162-0011	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-760-162-0011	—	—	施設-SMM-760-162-0011	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
		1基	低	事後保全	—	—	施設-SMM-760-162-0011	恒久的措置点検	(1回/月)	施設-SMM-760-162-0011	—	—	施設-SMM-760-162-0011	設備撤去後は 点検不要	施設管理課
	・潜留ウラン回収容器 ・ハンドリング回収容器 ・ANSI規格48Y ・ANSI規格30B	1式	低	時間基準 保全	—	—	施設-SMM-760-162-0014	外観点検 漏えい点検	1回/月	施設-SMM-760-162-0014	—	—	施設-SMM-760-162-0014	性能維持施設	施設管理課
		1式	低	時間基準 保全	—	—	施設-SMM-760-162-0014	外観点検 漏えい点検	1回/月	施設-SMM-760-162-0014	—	—	施設-SMM-760-162-0014	性能維持施設	施設管理課
3.廃止措置対象施設及び その敷地 表3-6 廃止措置対象主要 施設及び主な設備(3/6) (1) 原型プラント(燃き)	・30Bシリンドラ缶台 ・ターナーブル	—	低	事後保全	—	—	施設-SMM-760-162-0014	外観点検	1回/月	施設-SMM-760-162-0014	—	—	施設-SMM-760-162-0014	性能維持施設	施設管理課
		—	低	事後保全	—	—	施設-SMM-760-162-0014	外観点検	1回/月	施設-SMM-760-162-0014	—	—	施設-SMM-760-162-0014	性能維持施設	施設管理課
	・48Yシリンドラ缶台 ・48Yシリンドラ缶台	1式	低	事後保全	—	—	施設-SMM-760-162-0014	外観点検	1回/月	施設-SMM-760-162-0014	—	—	施設-SMM-760-162-0014	性能維持施設	施設管理課
		1式	低	事後保全	—	—	施設-SMM-760-162-0014	外観点検	1回/月	施設-SMM-760-162-0014	—	—	施設-SMM-760-162-0014	性能維持施設	施設管理課
3.廃止措置対象施設及び その敷地 表3-6 廃止措置対象主要 施設及び主な設備(3/6) (1) 原型プラント(燃き)															

施設 : ヴラン濃縫原型プラント設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器				供用段階					中長期保全*1						
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する項目)	要領書 索引番号	巡回、点検項目	点検頻度 〇 付き (は、自主的 な点検)	要領書 索引番号	点検 補修 改造	更新 改造	要領書 索引番号	備考	担当 課室	
		ANSI規格48Y	1式	低	時間基準 保全	閉じ込め機能確認検査 ・外観目視確認 漏えい確認	旅S-SMM-760-166-014	外観点検 漏えい点検	1回/年	旅S-SMM-760-164-036	-	-	-	性能維持施設	施設管理課	
		48Yシリコンダレン台	1式	低	事後保全			日常の巡視(外観・漏えい)	1回/週	旅S-SMM-760-162-003	-	-	-	性能維持施設	施設管理課	
		フォークリフト	1台	低	事後保全			肉厚測定	1回/年	旅S-SMM-760-164-036	-	-	-	性能維持施設	施設管理課	
		搬送設備 ・天井走行クレーン ・ラルハ(16tホバス)	—	低	時間基準 保全	吊上げ荷重制限確認検査 停電時保持機能確認検査 性能維持機能確認検査	旅S-SMM-760-166-013	吊上げ荷重制限点検 停電保持機能 性能維持機能確認検査	1回/年	旅S-SMM-760-166-013 点検による点検	-	-	-	性能維持施設	施設管理課	
		保守室及び均質 操作室 ・1.2tホバスト (手動リフタ・オフ)	1台	低	事後保全			作動点検	1回/月	旅S-SMM-760-162-005	-	-	-	性能維持施設	施設管理課	
		・シブクレーン(手動式)	1台	低	事後保全			外観点検	(使用前)	旅S-SMM-760-165-030	予定	-	-	性能維持施設	施設管理課	
		・運搬台車 ・3軸ホバート (手動リフタ・オフ)	1台	低	事後保全			性能点検	(使用前)	旅S-SMM-760-165-030	-	-	-	性能維持施設	施設管理課	
		加工の事業に係る禁止措置 置付画面認可申請書 3.床止措置対象施設及び その敷地 表3-6 廃止措置対象主要 施設及び主な設備(4/6) (1) 原型プラント(焼き)	放射性廃棄物の施 業施設 主機(排気系) ・付属機(床止排気設備) ・送風機 ・排風機 ・排気ダクト ・負圧指示開閉計等	3系統	中	時間基準 保全	閉じ込め機能(負圧維持機能) 監査 ・負圧確認 ・インターロック作動確認 ・排風機の風量確認 ・負圧警報作動確認	旅S-SMM-760-166-001 旅S-SMM-760-166-002	排風機の処理能力点検 排気ダクト外観点検 機能点検	1回/年	旅S-SMM-760-164-001 旅S-SMM-760-165-032	-	-	-	性能維持施設	施設管理課
		3.床止措置対象施設及び その敷地 表3-6 廃止措置対象主要 施設及び主な設備(4/6) (1) 原型プラント(焼き)	放射性廃棄物の施 業施設 主機(排気系) ・7.4tホバート(排氣系) ・付属機(床止排気設備) ・付属機(床止排氣設備) ・付属機(床止排氣設備) ・小分けポート ・付属機(床止排氣設備)	12基	低	時間基準 保全	放射性物質の除去機能確認検査	旅S-SMM-760-166-004	高過接觸高性能エアフィ ルタの性能確認点検 恒久的指置点検	1回/月	旅S-SMM-730-163-010 031-001	-	-	性能維持施設	施設管理課	
		3.床止措置対象施設及び その敷地 表3-6 廃止措置対象主要 施設及び主な設備(4/6) (1) 原型プラント(焼き)	主機(排気系) ・7.4tホバート(排氣系) ・付属機(床止排氣設備) ・配管ポート ・付属機(床止排氣設備) ・付属機(床止排氣設備) ・保守ポート ・分析ポート	3系統	低	事後保全		-	-	旅S-SMM-730-031-001 031-001	-	-	-	設備撤去後は 点検不要	施設管理課	
		3.床止措置対象施設及び その敷地 表3-6 廃止措置対象主要 施設及び主な設備(4/6) (1) 原型プラント(焼き)	主機(排気系) ・付属機(床止排氣設備) ・配管ポート ・付属機(床止排氣設備) ・付属機(床止排氣設備) ・保守ポート ・分析ポート	5台	低	事後保全		-	恒久的指置点検	1回/月	旅S-SMM-760-164-003 164-006	-	-	性能維持施設	施設管理課	

施設 : ヴラン濃縮原型プラント 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器						供用段階						中長期保全*1		
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する項目)	要領書 索引番号	巡回、点検項目	点検頻度 (〇付き は、自主的 な点検)	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造	要領書 索引番号	備考	担当 課室
液体廃棄物の処理設備	主機(管理廃水処理設備) ・管理廃水受水槽 ・貯水機 ・砂ろ過器 ・管理廃水排水管 ・発生回収ビット ・均質作室ビット ・廃水配管 ・フレーム	液体廃棄物の処理設備 ・貯水機 ・砂ろ過器 ・管理廃水排水管 ・発生回収ビット ・均質作室ビット ・廃水配管 ・フレーム	低	時間基準 保全	管理排水処理機能確認検査 ・容積確認 ・漏えい確認 ・液面高検知装置の作動確認 ・内厚測定	施設-SMM-760-166-007 施設-SMM-760-166-009 施設-SMM-760-166-008	処理能力確認 漏えい確認 液面检测の警報動作確認	1回/年 1回/年 1回/月	施設-SMM-760-165-007 施設-SMM-760-165-012 施設-SMM-760-115-102	— — —	— — —	性能維持施設	性能維持施設	施設管理課	
固体燃耗物の発 生用床EPA約ドラム缶 パートケージ	固体燃耗物の発 生用床EPA約ドラム缶 パートケージ	1式	低	事後保全	調理管理機能確認検査 ・外観目視確認 ・相互間距離確認	—	日常の巡視	(1回/日)	施設-SMM-760-162-003	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	
室内型用の主 要な設備	出入り管理用測定設備 ・熱強光線計測定装置	手・足・衣服モニタ ボケット線量計	2台	低	事後保全	—	機器の点検	(1回/年)	安管-SMM-755-10 112-004	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	
反射鏡監視・測定設 備	反射鏡監視・測定設 備 ・シチーフィヨン型 サーベイメータ	10台	低	事後保全	—	—	機器の点検	(1回/年)	安管-SMM-752-10	—	—	—	—	安全管理課	
その他の 表3-6 廃止措置 主要 施設及び主な設備(トネギ) (1)原型プラント(トネギ)	GVM端末サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ エリア用HFモニタ	5台 4台 3台	低 低 低	事後保全 事後保全 事後保全	— — —	— — —	機器の点検 機器の点検 恒久的指置点検	(1回/年) (1回/年) (1回/月)	安管-SMM-755-10 安管-SMM-752-10 安管-SMM-760-20	— — —	— — —	—	—	安全管理課	
3.廃止措置対象施設及び その他の 表3-6 廃止措置 主要 施設及び主な設備(トネギ) (1)原型プラント(トネギ)	エリア用HFモニタ (排気系2)	1台	低	時間基準 保全	排気中の放射性物質濃度測定機能確認 ・検出範囲確認 ・警報動作確認	—	機能点検	1回/年	安管-SMM-760-20	—	—	—	性能維持施設	安全管理課	
エアスニッファ検出 器	エアスニッファ検出 器	51個	低	事後保全	—	—	機器の点検	(1回/年)	安管-SMM-755-10	—	—	—	—	安全管理課	
排気用αダストモニ タ	排気用αダストモニ タ	3台	中	時間基準 保全	排気中の放射性物質濃度測定機能確認 ・計数効率確認 ・警報動作確認	—	機器の点検 (設備・機器の停止時は除 <)	1回/日	安管-SMM-754-10	—	—	—	性能維持施設	安全管理課	
排気用β(γ)ダス トモニタ	排気用β(γ)ダス トモニタ	2台	中	時間基準 保全	排気中の放射性物質濃度測定機能確認 ・計数効率確認 ・警報動作確認	—	機器の点検 (設備・機器の停止時は除 <)	1回/年	安管-SMM-754-10	—	—	—	性能維持施設	安全管理課	

施設 : ヴラン濃縮原型プラント設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器						供用段階						中長期保全*1		
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全重要度	保全方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する項目)	要領書 索引番号	巡回、点検項目 (設備・機器の停止時検査)	点検頻度 (は、自主的な点検)	要領書 索引番号	点検補修 改造	更新改造	要領書 索引番号	備考	担当課室
計測分析関係設備	個人用ダストマスク	排気用PMモニタ	2台	中	時間基準 保全	排气中の放射性物質濃度測定用检测器 ・検出範囲確認 ・警報作動確認	安管-SMM-760-20	機能点検	1回/年 (毎年の巡視)	安管-SMM-754-10	—	—	—	性能維持施設	安全管理課
可燃型空気ガラフ	1台	低	事後保全	事後保全	—	—	—	機器の点検	1回/年 (毎年の点検)	安管-SMM-755-10	—	—	—	—	安全管理課
放射能測定装置	1台	低	事後保全	事後保全	—	—	—	機器の点検	1回/年 (毎年の点検)	安管-SMM-755-10	—	—	—	—	安全管理課
屋外警報用の主 要な装置	モニタリングサイト	1式	低	事後保全	事後保全	—	—	機器の点検	1回/年 (毎年の点検)	安管-SMM-755-30	—	—	—	—	安全管理課
可燃型空気ガラフ	1式	低	事後保全	事後保全	—	—	—	機器の点検	1回/年 (毎年の点検)	安管-SMM-755-30	—	—	—	—	安全管理課
モニタリング車	1台	低	事後保全	事後保全	—	—	—	機器の点検	1回/年 (毎年の点検)	安管-SMM-755-30	—	—	—	—	安全管理課
放射能測定装置	1式	低	事後保全	事後保全	—	—	—	機器の点検	1回/年 (毎年の点検)	安管-SMM-755-30	—	—	—	—	安全管理課
気象観測設備	1式	低	事後保全	事後保全	—	—	—	機器の点検	1回/年 (毎年の点検)	安管-SMM-755-30	—	—	—	—	安全管理課
モニタリングボスト	2式	低	時間基準 保全	時間基準 保全	放射線の測定機能確認検査 ・線源校正確認 ・警報作動確認	安管-SMM-755-20	機能点検	1回/年 (毎年の点検)	安管-SMM-755-30	—	—	—	—	性能維持施設	安全管理課
モニタリングステー ション	1式	低	時間基準 保全	時間基準 保全	放射線の測定機能確認検査 ・線源校正確認 ・警報作動確認	安管-SMM-755-20	機能点検	1回/年 (毎年の点検)	安管-SMM-755-30	—	—	—	—	性能維持施設	安全管理課
質量分析装置	2台	低	事後保全	事後保全	—	—	恒久的措置点検	1回/月 (毎月の点検)	環保-SMM-760-162-262	—	—	—	—	—	環境置換課
重金属溶液処理装置	1台	低	事後保全	事後保全	—	—	恒久的措置点検	1回/月 (毎月の点検)	環保-SMM-760-162-262	—	—	—	—	—	環境置換課
ICP発光装置	1台	低	事後保全	事後保全	—	—	恒久的措置点検	1回/月 (毎月の点検)	環保-SMM-760-162-262	—	—	—	—	—	環境置換課
分光光度計	3台	低	事後保全	事後保全	—	—	恒久的措置点検	1回/月 (毎月の点検)	環保-SMM-760-162-262	—	—	—	—	—	環境置換課
計量装置	—	低	事後保全	事後保全	—	—	手器校正	1回/年 (毎年の点検)	施設-SMM-760-165-031	—	—	—	—	—	施設管理課
非常用通報設備	非常用電源装置 バッテリ装置	低	時間基準 保全	時間基準 保全	火災検知機能確認検査 センター内の連絡機能確認検査	施設-SMM-760-166-010	機能点検	1回/年 (毎年の点検)	施設-SMM-760-A65-004	—	—	—	—	性能維持施設	施設管理課
自動火災報知設備 ・受信機 ・地区警報装置 ・発信機	—	低	時間基準 保全	時間基準 保全	火災検知機能確認検査	施設-SMM-760-166-015	機能点検	1回/6ヶ月 (毎6ヶ月の点検)	施設-SMM-760-164-039	—	—	—	—	性能維持施設	施設管理課
消火設備 ・ハーフン消火設備 ・消火器 ・消火栓	—式	低	事後保全	事後保全	—	—	機能確認	1回/月 (毎月の点検)	施設-SMM-760-166-016	—	—	—	—	性能維持施設	施設管理課
安全運転装置 ・非常用誘導灯 ・通路誘導灯	—式	低	事後保全	事後保全	—	—	機能点検	1回/6ヶ月 (毎6ヶ月の点検)	施設-SMM-760-166-017	—	—	—	—	性能維持施設	施設管理課
緊急器材	—	低	事後保全	事後保全	—	—	員登録	1回/月等 (毎月等の登録)	施設-SMM-760-005-001	—	—	—	—	—	施設管理課

施設：ウラン濃縮原型プラント 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器						供用段階						中長期保全*1		
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する項目)	要領書 索引番号	巡回、点検項目	点検頻度 (は、自主的 な点検)	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造	要領書 索引番号	備考	担当 課室
照停電電源装置	3基	中	外部電源喪失時の電力供給機能試験認証 ・能力確認 ・作動確認	時間基準 保全	166-011	施設-SMM-760- 漏えい電流測定	機能点検	1回/年	165-016 施設-SMM-760- 漏えい電流測定	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	
恒温水チラー	3基	低	事後保全	—	—	—	日常の巡視	1回/日	162-009 施設-SMM-760- 恒温水チラー	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	
恒温水チラー	3基	低	事後保全	—	—	—	—	—	165-103 施設-SMM-760- 恒温水チラー	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	
計装空気コンプレッサ	2基	低	事後保全	—	—	—	機能点検	1回/年	165-016 施設-SMM-760- 計装空気コンプレッサ	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	
			—	—	—	—	日常の巡視	1回/日	162-003 施設-SMM-760- 計装空気コンプレッサ	—	—	—	性能維持施設	施設管理課	

*1：「中長期保守」欄の頻度等は、各検査における結果を適宜反映する。

施設:磨葉物貯蔵庫 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器				供用段階				中長期保全*1		
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に関する 項目)	巡回、点検項目	要領書 索引番号	点検 補修	更新 改造	要領書 索引番号	備考
加工の事業に係る廃止措置計画認可申請書 3.廃止措置対象施設及びその敷地 表-3-6 廃止措置対象主要施設 及び主な設置(6.6) (2) 産業物貯蔵	廃棄物貯蔵庫	—	—	低	漏水防止機能確認検査 ・外観目視確認(外壁・天井・内壁) ・建屋鉄骨の肉厚確認 ・地震発生時の巡視	日常の巡視(外観目視) 日常の巡視(天井・内壁の外観目視) —	1回/週 1回/週 1回/週	施設-SMM-760-162-008 施設-SMM-760-162-008 —	— — —	性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設	施設管理課 施設管理課 施設管理課
その他加工施設の附属設備	自動火災警報装置	・受信機 ・感知器 ・地区音響装置 ・発信機	非常用設備	一式	火災警報機能確認検査 時間基準 保全	機能点検	施設-SMM-760-166-015 1回/6ヶ月	施設-SMM-760-164-039 —	— —	性能維持施設 性能維持施設	施設管理課 施設管理課
消防設備	消火栓 ・消火器 ・消火栓	—	—	—	消防法に基づく性能確認 —	機能確認	施設-SMM-760-165-105 1回/月	施設-SMM-760-164-039 —	— —	性能維持施設 性能維持施設	施設管理課 施設管理課
安全通路	安全通路 ・非常口説導灯 ・道路説導灯	—式	低	平成保全	—	機能点検	施設-SMM-760-065-001 (1回/6ヶ月)	施設-SMM-760-164-039 —	— —	—	—

*1: 「中長期保全」欄の頻度率は、各検査における結果を適宜反映する。

施設：非常用発電機 機器 設備保全整理表

許可書 記載事項	対象設備機器			供用段階						中長期保全*1			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (法令技術基準に開する項目)	要領書 索引番号	巡視、点検項目	点検頻度 ()付き は、自主 的な点検	更新 改造	要領書 索引番号	備考	担当 課室
加工の事業に係る再止措置計画認可申請書 3.施設に指図対象施設及びその敷地 表記6-6 施設に指図対象主要施設 及び主な該当(6/6) (3)非常用発電機機械	建物 非常用発電機棟	—	—	低	時間基準 保全	漏水防止機能確認検査 ・外観目視確認 ・建屋状況の肉厚記録 ・地震発生時の巡視	—	日常の巡視(天井・内壁の外 観) 外壁の外観目標検査 地震発生時の巡視	1回／日 1回／年 1回／月	施設-SMM-760- 162-001 施設-SMM-760- 162-014 年度4以上の発生 の割度 013-002	— — — —	性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設	施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課
その他加工施設の 非常用設備の 附属設備	非常用発電機	非常用発電機	—	中	時間基準 保全	外部電源喪失時の電源供給機能確認 施設-SMM-760- 166-012	—	作動確認 ・能力確認 ・作動確認 ・機能確認	1回／月 162-104 日常の巡視 1回／日 162-001	施設-SMM-760- 162-014 施設-SMM-760- 162-001	— — — —	性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設	施設管理課 施設管理課 施設管理課 施設管理課
自動火災報知設備 ・受信機 ・感知器 ・地区警報装置 ・発信機	—式	低	時間基準 保全	—	—	火災検知機能確認検査 施設-SMM-760- 166-015	—	機能確認 —	1回／月 1回／6ヶ月 164-039	施設-SMM-760- 164-039	— — —	性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設	施設管理課 施設管理課 施設管理課
消防設備 ・消火栓 ・消火栓 安全避難通路 ・非常口説導灯 ・道路説導灯	—式	低	事後保全	—	—	消防法に基づく性能確認 施設-SMM-760- 166-017	—	機能点検 —	1回／月 1回／年 164-039	施設-SMM-760- 065-001	— — —	性能維持施設 性能維持施設 性能維持施設	施設管理課 施設管理課 施設管理課

*1：「中长期保全」欄の頻度等は、各検査における結果を適宜反映する。

保全有効性評価の記録

評価実施課：
環境保全技術開発部
施設管理課

統括者	保全有効性評価 委員会(仮称)
承認	審査
	/ /

評価実施日	令和3年 3月25日	評価者（課長）	[REDACTED]							
作成日	令和3年 3月25日	作成者（担当）	[REDACTED]							
対象	系統番号	なし								
	系統名称	放射性廃棄物の廃棄施設 気体廃棄物の廃棄設備 主棟（排気系1）、主棟（排気系2）、付属棟（局所排気設備）								
	機器名	送風機、排風機								
評価実施時期	令和2年12月1日～令和3年3月4日									
有効性	現在、実施している保全内容は、令和2年度 定期事業者検査の結果から、対象機器に関わる検査項目「送・排風機の起動停止シーケンスの作動検査（含む負圧維持）」及び「放射性気体廃棄物処理施設の処理能力検査」について、「定期事業者検査成績書」における所見及び処置すべき事項はなかったことから有効であると評価する。 「定期事業者検査成績書」参照。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果</td> <td>斜線</td> </tr> <tr> <td>2. 施設の保全に係る保安活動指標（PI）の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)</td> <td>斜線</td> </tr> <tr> <td>3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)</td> <td>斜線</td> </tr> </tbody> </table>		項目	判定	1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果	斜線	2. 施設の保全に係る保安活動指標（PI）の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)	斜線	3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)	斜線
	項目	判定								
	1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果	斜線								
	2. 施設の保全に係る保安活動指標（PI）の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)	斜線								
3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)	斜線									
(該当しない場合は斜線とする。なお、詳細及び根拠等を別紙2に記載し、添付する。)										

点検計画の変更（注1）		点検計画の変更理由
保全方式の変更の要否	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙3に記載し、添付する。
点検間隔の変更の要否	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙4に記載し、添付する。
その他 改善内容	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙5に記載し、添付する。

(注1)：否の場合は、変更理由欄を斜線とする。

保全有効性評価の記録

評価実施課 :

環境保全技術開発部
施設管理課

統括者	保全有効性評価 委員会(仮称)
承認	審査
[REDACTED]	/ /

評価実施日	令和3年 3月25日	評価者 (課長)	[REDACTED]							
作成日	令和3年 3月25日	作成者 (担当)	[REDACTED]							
対象	系統番号	なし								
	系統名称	その他加工設備の附属施設 非常用設備								
	機器名	無停電電源装置								
評価実施時期	令和2年12月1日～令和3年3月4日									
有効性	現在、実施している保全内容は、令和2年度 定期事業者検査の結果から、対象機器に関わる検査項目「無停電電源装置の作動検査」について、「定期事業者検査成績書」における所見及び処置すべき事項はなかったことから有効であると評価する。 「定期事業者検査成績書」参照。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>2. 施設の保全に係る保安活動指標 (PI) の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)</td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table>		項目	判定	1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果	/	2. 施設の保全に係る保安活動指標 (PI) の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)	/	3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)	/
	項目	判定								
	1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果	/								
2. 施設の保全に係る保安活動指標 (PI) の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)	/									
3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)	/									
(該当しない場合は斜線とする。なお、詳細及び根拠等を別紙2に記載し、添付する。)										

点検計画の変更（注1）		点検計画の変更理由
保全方式の変更の要否	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙3に記載し、添付する。
点検間隔の変更の要否	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙4に記載し、添付する。
その他 改善内容	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙5に記載し、添付する。

(注1) : 否の場合は、変更理由欄を斜線とする。

保全有効性評価の記録

評価実施課：
環境保全技術開発部
施設管理課

統括者	保全有効性評価 委員会(仮称)
承認	審査
	/ /

評価実施日	令和3年 3月25日	評価者（課長）	[REDACTED]							
作成日	令和3年 3月25日	作成者（担当）	[REDACTED]							
対象	系統番号	なし								
	系統名称	その他加工設備の附属施設 非常用設備								
	機器名	非常用発電機								
評価実施時期	令和2年12月1日～令和3年3月4日									
有効性	現在、実施している保全内容は、令和2年度 定期事業者検査の結果から、対象機器に関わる検査項目「非常用発電機の作動検査」について、「定期事業者検査成績書」における所見及び処置すべき事項はなかったことから有効であると評価する。 「定期事業者検査成績書」参照。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果</td> <td>斜線</td> </tr> <tr> <td>2. 施設の保全に係る保安活動指標（PI）の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)</td> <td>斜線</td> </tr> <tr> <td>3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)</td> <td>斜線</td> </tr> </tbody> </table>		項目	判定	1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果	斜線	2. 施設の保全に係る保安活動指標（PI）の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)	斜線	3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)	斜線
	項目	判定								
	1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果	斜線								
2. 施設の保全に係る保安活動指標（PI）の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)	斜線									
3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)	斜線									
(該当しない場合は斜線とする。なお、詳細及び根拠等を別紙2に記載し、添付する。)										

点検計画の変更（注1）		点検計画の変更理由
保全方式の変更の要否	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙3に記載し、添付する。
点検間隔の変更の要否	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙4に記載し、添付する。
その他 改善内容	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙5に記載し、添付する。

(注1)：否の場合は、変更理由欄を斜線とする。

保全有効性評価の記録

評価実施課 :

環境保全技術開発部
施設管理課

統括者	保全有効性評価 委員会(仮称)
承認	審査
[REDACTED]	/ /

評価実施日	令和3年 3月25日	評価者(課長)	[REDACTED]								
作成日	令和3年 3月25日	作成者(担当)	[REDACTED]								
対象	系統番号	なし									
	系統名称	加工設備本体(カスクード設備、DOP-1UF6処理設備、均質設備、滯留ガス除去設備) 核燃料物質の貯蔵施設									
	機器名	DOP-1カスクード設備、製品コールドトラップ [®] 、カスクード排気系ケミカルトラップ [®] 、均質設備コールドトラップ [®] 、 均質設備ケミカルトラップ [®] (NaF)、NaF処理槽、回収用コールドトラップ [®] 、IF7コールドトラップ [®] 、滯留用回収 系ケミカルトラップ [®] (NaF)、滯留用排気系ケミカルトラップ [®] (NaF)、滯留用バージ系ケミカルトラップ [®] (NaF) 製品シリンド [®] 、回収ガス原料シリンド [®]									
評価実施時期	令和2年12月1日～令和3年3月4日										
有効性	現在、実施している保全内容は、令和2年度 定期事業者検査の結果から、対象機器に關わる検査項目「核燃料物質の臨界防止確認検査」について、「定期事業者検査成績書」における所見及び処置すべき事項はなかったことから有効であると評価する。 「定期事業者検査成績書」参照。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>2. 施設の保全に係る保安活動指標(PI)の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)</td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table>			項目	判定	1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果	/	2. 施設の保全に係る保安活動指標(PI)の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)	/	3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)	/
	項目	判定									
	1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果	/									
2. 施設の保全に係る保安活動指標(PI)の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)	/										
3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)	/										
(該当しない場合は斜線とする。なお、詳細及び根拠等を別紙2に記載し、添付する。)											

点検計画の変更(注1)		点検計画の変更理由
保全方式の変更の要否	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙3に記載し、添付する。
点検間隔の変更の要否	要	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙4に記載し、添付する。
その他 改善内容	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙5に記載し、添付する。

(注1) : 否の場合は、変更理由欄を斜線とする。

評価実施時期に係る詳細資料

1. 施設の保全に係る保安活動指標（PI）の目標値を超過時

(保全に係る目標値を設定している場合に限る。)

(事象発生状況を記載する。)

事象発生日時 :

PIの目標値 :

超過度合 :

事象発生時の状況 :

2. 点検計画の変更時

(変更、別紙の添付について有無を記載する。また、変更理由及び変更内容の詳細を記載する。

なお、変更がない場合は、変更内容欄及び別紙の添付欄に斜線を記載する。)

(1) 保全方式の変更（詳細な説明が必要な場合は、別紙 3 に記載し、添付する。）

変更の有無	変 更 内 容		別紙の添付
	重要度変更前		
	重要度変更後		
	変更前		
	変更後		

(2) 点検間隔又は頻度の変更（詳細な説明が必要な場合は、別紙 4 に記載し、添付する。）

変更の有無	変 更 内 容		別紙の添付
有	点検内容	臨界管理に係る日常の点検	無
	変更前	日常（1回/日または1回/週）	
	変更後	廃止	

(3) 水平展開等、その他改善内容（詳細な説明が必要な場合は、別紙 5 に記載し、添付する。）

変更の有無	変 更 内 容		別紙の添付
	対象機器		
	変更前		
	変更後		

変更理由 :

- 加工の事業に係る廃止措置計画が令和 3 年 1 月に認可され、これに伴う加工施設の保安規定が令和 3 年 4 月から施行される。今後、対象設備・機器の撤去を計画的に実施する予定である。なお、対象設備・機器の系統内滞留ウランは既に回収済みであり臨界管理が必要な状態ではない。このため、令和 3 年 4 月以降の臨界管理に係る点検は必要ない。

変更内容の詳細 :

記載なし

該当しない項目の欄には斜線を記入する。

保全有効性評価の記録

評価実施課：
環境保全技術開発部
施設管理課

統括者	保全有効性評価 委員会(仮称)
承認	審査
	/ /

評価実施日	令和3年 3月25日	評価者（課長）	[REDACTED]								
作成日	令和3年 3月25日	作成者（担当）	[REDACTED]								
対象	系統番号	なし									
	系統名称	加工設備本体（均質設備、滞留ガソ除去設備）									
	機器名	シングル槽、均質設備コールドトラップ、ポンプ槽、回収用コールドトラップ									
評価実施時期	令和2年12月1日～令和3年3月4日										
有効性	現在、実施している保全内容は、対象機器に係る不適合管理が必要な事象の発生はなく有効であると評価する。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>2. 施設の保全に係る保安活動指標（PI）の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)</td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table>			項目	判定	1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果	/	2. 施設の保全に係る保安活動指標（PI）の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)	/	3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)	/
	項目	判定									
	1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果	/									
2. 施設の保全に係る保安活動指標（PI）の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)	/										
3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)	/										
(該当しない場合は斜線とする。なお、詳細及び根拠等を別紙2に記載し、添付する。)											

点検計画の変更（注1）		点検計画の変更理由
保全方式の変更の要否	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙3に記載し、添付する。
点検間隔の変更の要否	要	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙4に記載し、添付する。
その他 改善内容	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙5に記載し、添付する。

(注1)：否の場合は、変更理由欄を斜線とする。

評価実施時期に係る詳細資料

1. 施設の保全に係る保安活動指標（PI）の目標値を超過時

(保全に係る目標値を設定している場合に限る。)

(事象発生状況を記載する。)

事象発生日時 :

PIの目標値 :

超過度合 :

事象発生時の状況 :

2. 点検計画の変更時

(変更、別紙の添付について有無を記載する。また、変更理由及び変更内容の詳細を記載する。

なお、変更がない場合は、変更内容欄及び別紙の添付欄に斜線を記載する。)

(1) 保全方式の変更（詳細な説明が必要な場合は、別紙 3 に記載し、添付する。）

変更の有無	変 更 内 容		別紙の添付
	重要度変更前		
	重要度変更後		
	変更前		
	変更後		

(2) 点検間隔又は頻度の変更（詳細な説明が必要な場合は、別紙 4 に記載し、添付する。）

変更の有無	変 更 内 容		別紙の添付
有	点検内容	温度及び圧力異常警報作動点検	無
	変更前	1回／月	
	変更後	廃止	

(3) 水平展開等、その他改善内容（詳細な説明が必要な場合は、別紙 5 に記載し、添付する。）

変更の有無	変 更 内 容		別紙の添付
	対象機器		
	変更前		
	変更後		

変更理由 :

- 加工の事業に係る廃止措置計画が令和 3 年 1 月に認可され、これに伴う加工施設の保安規定が令和 3 年 4 月から施行される。今後、施設・設備の操作停止に関する恒久的な措置を行い、計画的に設備機器の撤去を行う予定である。このため、令和 3 年 4 月以降の温度及び圧力異常警報作動に関する点検は必要ない。

変更内容の詳細 :

記載なし

該当しない項目の欄には斜線を記入する。

保全有効性評価の記録

評価実施課 :

環境保全技術開発部
施設管理課

統括者	保全有効性評価 委員会(仮称)
承認	審査
	/ /

評価実施日	令和3年 3月25日	評価者(課長)	[REDACTED]	[REDACTED]								
作成日	令和3年 3月25日	作成者(担当)	[REDACTED]	[REDACTED]								
対象	系統番号	なし										
	系統名称	放射線管理施設 屋内管理用の主要な設備 (放射線監視・測定設備)										
	機器名	工程用HFモニタ										
評価実施時期	令和3年12月1日～令和3年3月4日											
有効性	<p>現在、実施している保全内容は、対象機器に係る不適合管理が必要な事象の発生はなく有効であると評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>2. 施設の保全に係る保安活動指標(PI)の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)</td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table> <p>(該当しない場合は斜線とする。なお、詳細及び根拠等を別紙2に記載し、添付する。)</p>				項目	判定	1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果	/	2. 施設の保全に係る保安活動指標(PI)の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)	/	3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)	/
項目	判定											
1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果	/											
2. 施設の保全に係る保安活動指標(PI)の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)	/											
3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)	/											

点検計画の変更(注1)		点検計画の変更理由
保全方式の変更の要否	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙3に記載し、添付する。
点検間隔の変更の要否	要	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙4に記載し、添付する。
その他 改善内容	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙5に記載し、添付する。

(注1) : 否の場合は、変更理由欄を斜線とする。

評価実施時期に係る詳細資料

1. 施設の保全に係る保安活動指標（PI）の目標値を超過時

(保全に係る目標値を設定している場合に限る。)

(事象発生状況を記載する。)

事象発生日時 :

PIの目標値 :

超過度合 :

事象発生時の状況 :

2. 点検計画の変更時

(変更、別紙の添付について有無を記載する。また、変更理由及び変更内容の詳細を記載する。

なお、変更がない場合は、変更内容欄及び別紙の添付欄に斜線を記載する。)

(1) 保全方式の変更（詳細な説明が必要な場合は、別紙 3 に記載し、添付する。）

変更の有無	変 更 内 容		別紙の添付
	重要度変更前		
	重要度変更後		
	変更前		
	変更後		

(2) 点検間隔又は頻度の変更（詳細な説明が必要な場合は、別紙 4 に記載し、添付する。）

変更の有無	変 更 内 容		別紙の添付
有	点検内容	工程用モニタ警報作動点検、工程用モニタ校正	無
	変更前	1回／月、 1回／年	
	変更後	廃止	

(3) 水平展開等、その他改善内容（詳細な説明が必要な場合は、別紙 5 に記載し、添付する。）

変更の有無	変 更 内 容		別紙の添付
	対象機器		
	変更前		
	変更後		

変更理由 :

- 加工の事業に係る廃止措置計画が令和 3 年 1 月に認可され、これに伴う加工施設の保安規定が令和 3 年 4 月から施行される。今後、施設・設備の操作停止に関する恒久的な措置を行い、計画的に設備機器の撤去を行う予定である。このため、令和 3 年 4 月以降の工程用モニタ警報作動点検、工程用モニタ校正に関する点検は必要ない。

変更内容の詳細 :

記載なし

該当しない項目の欄には斜線を記入する。

保全有効性評価の記録

評価実施課 :

環境保全技術開発部
施設管理課

統括者	保全有効性評価 委員会(仮称)
承認	審査
	/ /

評価実施日	令和3年 3月25日	評価者 (課長)	[REDACTED]							
作成日	令和3年 3月25日	作成者 (担当)	[REDACTED]							
対象	系統番号	なし								
	系統名称	加工設備本体 (DOP-1カスケード設備、DOP-2カスケード設備、DOP-1高周波電源設備、DOP-1UF6処理設備、均質設備、滯留ガス除去設備) 放射性廃棄物の廃棄施設 (気体廃棄物の廃棄設備 付属棟(局所排気設備)) 放射線管理施設 (屋内管理用の主要な設備 放射線監視・測定設備) その他加工設備の附属施設 (分析設備)								
	機器名	DOP-1遠心分離機、DOP-2遠心分離機、インバータ装置、製品コールドトラップ、廃品コールドトラップ、カスケード排気系ケミカルトラップ(NaF)、カスケード排気系ケミカルトラップ(Al ₂ O ₃)、カスケード排気系ブースタポンプ、カスケード排気系ローラリポンプ、発生槽、バッファタンク、製品回収槽、廃品回収槽、一般バージ系ケミカルトラップ(NaF)、一般バージ系ケミカルトラップ(Al ₂ O ₃)、一般バージ系ローラリポンプ、冷却器、シリカ槽、均質設備コールドトラップ、均質設備ケミカルトラップ(NaF)、均質設備ケミカルトラップ(Al ₂ O ₃)、均質設備ブースタポンプ、均質設備ローラリポンプ、サンプル小分け装置、NaF処理槽、ポンベ槽、IF ₇ 調整槽、回収用コールドトラップ、IF ₇ コールドトラップ、滞留用回収系ケミカルトラップ(NaF)、滞留用排気系ケミカルトラップ(NaF)、滞留用バージ系ケミカルトラップ(NaF)、滞留用排気系ケミカルトラップ(Al ₂ O ₃)、滞留用バージ系ケミカルトラップ(Al ₂ O ₃)、滞留用バージ系ブースタポンプ、滞留用排気系ローラリポンプ、滞留用バージ系ローラリポンプ、回収用コンプロセッサ、循環用コンプロセッサ、小分けフード、配管フード、工程用HFモニタ、質量分析装置、重金属溶液処理装置、ICP発光装置、分光光度計								
	評価実施時期	令和2年12月1日～令和3年3月4日								
有効性	現在、実施している保全内容は、対象機器に係る不適合管理が必要な事象の発生はなく有効であると評価する。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>2. 施設の保全に係る保安活動指標(PI)の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)</td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table>		項目	判定	1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果	/	2. 施設の保全に係る保安活動指標(PI)の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)	/	3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)	/
	項目	判定								
	1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果	/								
2. 施設の保全に係る保安活動指標(PI)の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)	/									
3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)	/									
(該当しない場合は斜線とする。なお、詳細及び根拠等を別紙2に記載し、添付する。)										

点検計画の変更 (注1)		点検計画の変更理由
保全方式の変更の要否	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙3に記載し、添付する。
点検間隔の変更の要否	要	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙4に記載し、添付する。
その他 改善内容	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙5に記載し、添付する。

(注1) : 否の場合は、変更理由欄を斜線とする。

評価実施時期に係る詳細資料

1. 施設の保全に係る保安活動指標（PI）の目標値を超過時

(保全に係る目標値を設定している場合に限る。)

(事象発生状況を記載する。)

事象発生日時 :

PIの目標値 :

超過度合 :

事象発生時の状況 :

2. 点検計画の変更時

(変更、別紙の添付について有無を記載する。また、変更理由及び変更内容の詳細を記載する。

なお、変更がない場合は、変更内容欄及び別紙の添付欄に斜線を記載する。)

(1) 保全方式の変更（詳細な説明が必要な場合は、別紙 3 に記載し、添付する。）

変更の有無	変 更 内 容		別紙の添付
	重要度変更前		
	重要度変更後		
	変更前		
	変更後		

(2) 点検間隔又は頻度の変更（詳細な説明が必要な場合は、別紙 4 に記載し、添付する。）

変更の有無	変 更 内 容		別紙の添付
有	点検内容	巡視、外観目視点検、配管肉厚測定、機能確認	無
	変更前	1回/日、1回/月、1回/年	
	変更後	1回/月	

(3) 水平展開等、その他改善内容（詳細な説明が必要な場合は、別紙 5 に記載し、添付する。）

変更の有無	変 更 内 容		別紙の添付
	対象機器		
	変更前		
	変更後		

変更理由 :

- 加工の事業に係る廃止措置計画が令和 3 年 1 月に認可され、これに伴う加工施設の保安規定が令和 3 年 4 月から施行される。今後、施設・設備の操作停止に関する恒久的な措置を行い、計画的に設備機器の撤去を行う予定である。このため、令和 3 年 4 月以降の巡視、外観目視点検、配管肉厚測定、機能確認に関する点検は必要ない。

変更内容の詳細 :

- 令和 3 年 4 月以降、施設・設備の操作停止に関する恒久的な措置状況の確認を設備機器撤去開始までの期間実施する。

該当しない項目の欄には斜線を記入する。

保全有効性評価の記録

評価実施課：
部
安全管理 課

統括者	保全有効性評価 委員会(仮称)
承認	審査
[REDACTED]	/ /

評価実施日	2021年3月25日	評価者（課長）	[REDACTED]
作成日	2021年3月25日	作成者（担当）	[REDACTED]
対象	系統番号	なし	
	系統名称	放射線管理設備	
	機器名	排気用モニタ	
評価 実施時期	令和2年12月1日～令和3年3月4日		
有効性	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 定期事業者検査の結果から、排気用モニタに係る検査項目「排気用モニタの警報作動検査」において、「定期事業者検査成績書」における所見及び処置すべき事項はなかった。 令和2年度 定期事業者検査の結果から、排気用モニタに係る検査項目「放射性物質濃度確認検査」において、「定期事業者検査成績書」における所見及び処置すべき事項はなかった。 令和2年度において、当該機器に関わる不適合事象の発生はなかった。 <p>以上のことから現在実施している保全内容は有効であると評価する。 「定期事業者検査成績書」参照。</p>		
	項目	判定	
	1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果	[斜線]	
	2. 施設の保全に係る保安活動指標（PI）の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)	[斜線]	
	3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)	[斜線]	
(該当しない場合は斜線とする。なお、詳細及び根拠等を別紙2に記載し、添付する。)			

点検計画の変更（注1）		点検計画の変更理由
保全方式の変更の要否	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙3に記載し、添付する。
点検間隔の変更の要否	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙4に記載し、添付する。
その他 改善内容	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙5に記載し、添付する。

(注1)：否の場合は、変更理由欄を斜線とする。

保全有効性評価の記録

評価実施課 :

部

安全管理 課

統括者	保全有効性評価 委員会(仮称)
承認	審査
[REDACTED]	/ /

評価実施日	2021年3月25日	評価者(課長)	[REDACTED]	[REDACTED]
作成日	2021年3月25日	作成者(担当)	[REDACTED]	[REDACTED]
対象	系統番号	なし		
	系統名称	放射線管理設備		
	機器名	サーベイメータ		
評価実施時期	令和2年12月1日～令和3年3月4日			
有効性	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 定期事業者検査の結果から、サーベイメータに係る検査項目「放射性物質濃度確認検査」において、「定期事業者検査成績書」における所見及び処置すべき事項はなかった。 令和2年度において、当該機器に関わる不適合事象の発生はなかった。 <p>以上のことから現在実施している保全内容は有効であると評価する。 「定期事業者検査成績書」参照。</p>			
	項目		判定	
	1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果		[REDACTED]	
	2. 施設の保全に係る保安活動指標(PI)の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)		[REDACTED]	
	3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)		[REDACTED]	
(該当しない場合は斜線とする。なお、詳細及び根拠等を別紙2に記載し、添付する。)				

点検計画の変更(注1)		点検計画の変更理由
保全方式の変更の要否	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙3に記載し、添付する。
点検間隔の変更の要否	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙4に記載し、添付する。
その他 改善内容	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙5に記載し、添付する。

(注1) : 否の場合は、変更理由欄を斜線とする。

保全有効性評価の記録

評価実施課：
部
安全管理 課

統括者	保全有効性評価 委員会(仮称)
承認	審査
[REDACTED]	/ /

評価実施日	2021年3月25日	評価者（課長）	[REDACTED]
作成日	2021年3月25日	作成者（担当）	[REDACTED]
対象	系統番号	なし	
	系統名称	放射線管理設備	
	機器名	放射能測定装置	
評価実施時期	令和2年12月1日～令和3年3月4日		
有効性	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 定期事業者検査の結果から、放射能測定設備に係る検査項目「放射性物質濃度確認検査」において、「定期事業者検査成績書」における所見及び処置すべき事項はなかった。 令和2年度において、当該機器に関わる不適合事象の発生はなかった。 <p>これらのことから、現在実施している保全内容は有効であると評価する。 「定期事業者検査成績書」参照。</p>		
	項目		判定
	1. 施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果		[斜線]
	2. 施設の保全に係る保安活動指標（PI）の監視結果 (保全に係る目標値を設定している場合に限る。)		[斜線]
	3. 同事業他施設の保安技術情報 (自施設に対し有用な情報を入手した場合に限る。)		[斜線]
(該当しない場合は斜線とする。なお、詳細及び根拠等を別紙2に記載し、添付する。)			

点検計画の変更（注1）		点検計画の変更理由
保全方式の変更の要否	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙3に記載し、添付する。
点検間隔の変更の要否	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙4に記載し、添付する。
その他 改善内容	否	別紙1に記載する。なお、詳細な説明が必要な場合には別紙5に記載し、添付する。

(注1)：否の場合は、変更理由欄を斜線とする。

検査要否整理表

核燃料物質加工施設
 ヴラン濃縮原型プラント
 廃棄物貯蔵庫
 非常用発電機棟

承認		同意		作成	
副所長 (技術担当)	廃止措置・ 技術開発部長	核燃料 取扱主任者	安全管理課 課長	廃止措置 推進課長	施設 管理課 課長
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

令和3年8月

人形峰環境技術セシナー

安全管理課

廃止措置・技術開発部 施設管理課

廃止措置・技術開発部 廃止措置推進課

本資料には核物質防護情報が含まれているため、該当箇所をマスクシングしています。

改訂履歴

改訂履歴		
改訂	記事	備考
制定	令和3年度 制定	令和3年5月10日
01	組織改編に伴う組織名称の変更 記載の適正化（対象設備の訂正）	令和3年8月2日

施設：加工施設（ラン濃縮原形プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 檢査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項		定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、△知見考慮、△該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)		対象設備	
条	項目	○同時確認	廃棄物貯蔵庫	●非常用発電機棟	●ガラス濃縮装置	●保証録確認	△知見考慮	△他の確認等に代える場合の内容・根拠項目	放射性廃棄物の廃棄施設
4	核燃料物質の臨界防護	第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（次項において「单一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の单一の故障若しくはその後動作又は運転員の单一の誤操作が強烈な遅延するおそれがないよう、核燃料物質を吸収する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは材質の管理又はこれらとの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられているものであることを。	○同時確認	—	—	●保証録確認	△知見考慮	・臨界管理機能確認検査、保安記録確認 ・機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは材質の管理は、ラン濃縮原形プラント設計及び工事の方針の認可申請書の記載内容から変更はない。 ・「臨界管理マニュアル」に従い、日常実施している巡視結果による保安記録を確認する。	固体廃棄物の廃棄施設
5	安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合には、その誤操作又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間ににおける中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられているものでなければならない。	○同時確認	—	—	—	●保証録確認	△知見考慮	・ラン235の量のワランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。) 又はブルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するため必要な設備が設けられていない限り、	放射性廃棄物の廃棄施設
6	安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を十分に支撐することができる地盤に設置されたものでなければならぬ。	△知見考慮	△知見考慮	△知見考慮	●保証録確認	●保証録確認	△知見考慮	・新規制基準への適合に係る申請を行わずに施工して建設した場合に係る申請を受けたため、本検査は不要である。 ・新規制基準への適合に係る施設は新規制基準に適合するようして建設する前事業者検査で確認する。 ・また、認可された廢止措置計画における性能維持施設については、定期事業者検査相当の検査で確認する。 ・現状の地盤について新たな知見がある場合に必要に応じて建物の点検検査等に反映する。	【該当なし】
7	第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことうといものでなければならない。	○同時確認	—	—	●保証録確認	●保証録確認	△知見考慮	・漏水防止機能確認検査（地震発生時の外観確認） ・震度4以上の地震発生時に実施する施設の点検結果の保安記録を確認する。	建物本体
8	第七条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	○同時確認	—	—	●保証録確認	●保証録確認	△知見考慮	・耐震重要施設には該当しないため、本検査は不要である。	【該当なし】
9	第七条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地盤により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	○同時確認	—	—	●保証録確認	●保証録確認	△知見考慮	・耐震重要施設には該当しないため、本検査は不要である。	【該当なし】
10	第十一条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその他の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	○同時確認	—	—	●保証録確認	●保証録確認	△知見考慮	・新規制基準への適合に係る申請を行わずに施工して建設した場合に係る保安設備や保安措置を不要とするようして建設する施設は新規制基準に適合するため、本検査は不要である。	【該当なし】
11	第十二条 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外傷事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の動地及び動地周辺の状況から想定される事象であつて人命によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。	○同時確認	—	—	●保証録確認	●保証録確認	△知見考慮	・新規制基準への適合に係る申請を行わずに施工して建設した場合に係る保安設備や保安措置を不要とするようして建設する施設は新規制基準に適合するため、本検査は不要である。 ・現状の防護措置及び基礎地盤について新たなる知見がある場合に必要に応じて建物の点検検査等に反映する。 ・周辺監視区域には隣接する事業所、鉄道はなし。また、外部衝撃に係る保安設備や保安措置を要さないため、本検査は不要である。	【該当なし】
12	第十三条 安全機能を有する施設は、周辺監視区域において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の動地及び動地周辺の状況から想定される事象であつて人命によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。	○同時確認	—	—	●保証録確認	●保証録確認	△知見考慮	・現状の防護措置及び基礎地盤について新たなる知見がある場合に必要に応じて建物の点検検査等に反映する。 ・周辺監視区域には隣接する事業所、鉄道はなし。また、外部衝撃に係る保安設備や保安措置を要さないため、本検査は不要である。	【該当なし】

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項			【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)		対象設備	
条	項目	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、△知見考慮、△該当なし)			又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠 項目			
	3 安全機能を有する施設は、新空機の整備により加工施設の安全性を保証するものでなければならない。	○同時確認 ○ラン濃縮 原型アラート	廃棄物 貯蔵庫	非常用 発電機棟	新空機の飛行ルートではないため、本検査は不要である。 ・核物質防護規定において、施設の防護措置を定め、機構本部による定期的核セキュリティ遵守状況調査及び原子力規制府による原子力規制検査により確認していることから、本検査は不要である。			【該当なし】
9 加工施設への不法な侵入等の防止	第九条 加工施設を設置する他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。 第十一条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を持つ汚染されたものでなければならぬ。 一 体積状の核燃料物質等を内包する容器又は核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続するおそれがない構造であること。 二 六ふつ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふつ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。	● 記録確認	—	—	【閉じ込め機能確認検査、記録確認】 ・容器等について定期的に記録を確認する。 ・漏えい確認結果の記録を確認する場合には使用前事業者検査で確認する。 ・ブリトニウム等を吸う施設ではないため、本検査は不要である。	■ ■		核燃料物質の貯蔵施設
10 閉じ込めの機能	三 ブリトニウム及びその化合物並びにこれららの物質の一又は二以上を含む物質（以下この条において「ブリトニウム等」という。）を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時真圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。 四 液体状のブリトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。 五 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。 六 ブリトニウム等を取り扱う室（保管廃棄する室を除く。）及び核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	● 記録確認	—	—	【局所非機能確認検査、記録確認】 ・密封されていない核燃料物質等を取り扱う保守フードについて、定期的に行う開口部の面速測定結果の記録の確認を行なう。 【閉じ込め機能確認検査、記録確認】 ・定期的（年に1回）に行う送排風機のインタロク作動結果の記録の確認を行なう。 ・定期的（年に1回）に行う第1種管理区域の負圧表示確認結果の記録の確認を行なう。			气体廃棄物の廃棄設備
	七 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の核燃料物質等が漏えいし難いものであること。 ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための扉が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は他表面より低い場合であつて、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	○ 保安記録確認	—	—	【第6条の検査と同時確認】 ・施設内の壁及び床面の塗装について、亀裂等の有無について日常的な巡視の結果から確認する。 ・液体状の核燃料物質等を取り扱う設備周辺部は、隣接する床面より低い槽及び配管トレーンチが施工されている。また、IF5の保管容器はトレインチ内に設置し定期的に巡視を実施しており、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないことから本検査は不要である。			【該当なし】
	ハ 工場等の外に排水を排出する排水路（雨水に係るものであつて核燃料物質等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に核燃料物質等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十二条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	—	—	—	・工場等の外に排水を排出する排水路の上に施設の床面がないため、本検査は不要である。			【該当なし】

施設：加工施設（ヴラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査要否整理表

技術基準		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)				対象設備					
条	項目	○同時確認・△知見考慮・△該当なし	●非常用発電機棟 ○専用濃縮 ○原型アラート ○廃棄物貯蔵庫	●記録確認 ●記録確認 △知見考慮 △知見考慮	●記録確認 ●記録確認 △知見考慮 △知見考慮	●記録確認 ●記録確認 △知見考慮 △知見考慮	●記録確認 ●記録確認 △知見考慮 △知見考慮	●記録確認 ●記録確認 △知見考慮 △知見考慮	●記録確認 ●記録確認 △知見考慮 △知見考慮	●記録確認 ●記録確認 △知見考慮 △知見考慮	●記録確認 ●記録確認 △知見考慮 △知見考慮
11	火災等による損傷の防止	第十一条 安全機能を有する施設とは、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全第一項に著しい支障を与えるおそれがある場合における消火設備（事業許可基準第十五条第2項に規定する消火設備をいう。以下同じ。）及び警報設備（警報設備その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限り、下同じ。）が設置されたものでなければならぬ。	○同時確認・△知見考慮・△該当なし	●記録確認 ○専用濃縮 ○原型アラート ○廃棄物貯蔵庫	●記録確認 ●記録確認 △知見考慮 △知見考慮						
		2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	●記録確認 ○専用濃縮 ○原型アラート ○廃棄物貯蔵庫	—	—	—	—	—	—	—	—
		3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他適切な防護措置が講じられたものでなければならない。	●記録確認 ○専用濃縮 ○原型アラート ○廃棄物貯蔵庫	—	—	—	—	—	—	—	—
		4 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものでなければならない。	●記録確認 ○専用濃縮 ○原型アラート ○廃棄物貯蔵庫	—	—	—	—	—	—	—	—
		5 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	●記録確認 ○専用濃縮 ○原型アラート ○廃棄物貯蔵庫	—	—	—	—	—	—	—	—
		6 煙結設備その他の加熱を行う設備（次項において「煙結設備等」という。）は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。	●記録確認 ○専用濃縮 ○原型アラート ○廃棄物貯蔵庫	—	—	—	—	—	—	—	—
		7 前三項に定めるところによるほか、次に掲げるところによらなければならない。 一 燃結設備等の内部において空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置を講ずること。 二 燃結設備等から排出される可燃性ガスを溜留することなく安全に排出するための適切な措置を講ずること。 三 燃結設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは、燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造とすること。	●記録確認 ○専用濃縮 ○原型アラート ○廃棄物貯蔵庫	—	—	—	—	—	—	—	—
		8 おそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	●記録確認 ○専用濃縮 ○原型アラート ○廃棄物貯蔵庫	—	—	—	—	—	—	—	—
12	加工施設内における溢水による損傷の防止	第十一条 加工施設には、加工施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じなければならない。	●記録確認 ○専用濃縮 ○原型アラート ○廃棄物貯蔵庫	—	—	—	—	—	—	—	—
		— その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路	●記録確認 ○専用濃縮 ○原型アラート ○廃棄物貯蔵庫	—	—	—	—	—	—	—	—
13	安全避難通路等	第十三条 加工施設には、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明	●記録確認 ○専用濃縮 ○原型アラート ○廃棄物貯蔵庫	—	—	—	—	—	—	—	—

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機機） 検査否整理事表

技術基準		技術基準の要求事項		定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、△知見考慮、△該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)		対象設備	
条	項目	○同時確認・△知見考慮、△該当なし	○同時確認・△知見考慮、△該当なし	○同時確認・△知見考慮、△該当なし	○同時確認・△知見考慮、△該当なし	又は △他の確認等に代える場合の内容・根拠 項目	又は △他の確認等に代える場合の内容・根拠 項目	○同時確認・△知見考慮、△該当なし	○同時確認・△知見考慮、△該当なし
14	安全機能を有する施設	三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	第十四条 安全機能を有する施設は、通常時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない。	—	—	—	—	—	—
		2 安全機能を有する施設は、当該安全機能を有する施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるよう前に設置されたものでなければならない。	△ 知見考慮	△ 知見考慮	△ 知見考慮	△ 知見考慮	△ 知見考慮	△ 知見考慮	△ 知見考慮
		3 安全機能を有する施設に属する設備であつて、クレーンその他の機器又は配管の揚降に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	△ 知見考慮	△ 知見考慮	△ 知見考慮	△ 知見考慮	△ 知見考慮	△ 知見考慮	△ 知見考慮
		4 安全機能を有する施設は、他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性が損なわぬようには設置されたものでなければならない。	—	—	—	—	—	—	—
15	材料及び構造	第十五条 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第十六条の第三第二項に規定する使用前事業者検査を行ふまでの間適用する。 一 容器等に使用される材料は、その使用される圧力、温度、荷重、その他使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。 二 容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。 口 容器等に属する伸縮緩手においては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。 ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	—	—	—	—	—	—	—
		三 容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下同じ）は次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。 ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊検査により確認したものであること。	—	—	—	—	—	—	—
		ハ 適切な強度を有するものであること。	—	—	—	—	—	—	—
		ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。	—	—	—	—	—	—	—
		2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、着しい漏えいがないようには設置されたものでなければならない。	—	—	—	—	—	—	—

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 檢査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項		定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、△知見考慮、△該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)		対象設備	
条	項目	○同時確認	廃棄物貯蔵庫	○同時確認	非常用発電機棟	○記録確認	○記録確認	○同時確認	○記録確認
16	搬送設備	第十六条 核燃料物質を搬送する設備（人の安全に着しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有るものであること。	○同時確認 ○記録確認	—	—	●	—	—	—
		二 核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に保持しているものであること。	○同時確認	—	—	●	—	—	—
17	核燃料物質の貯蔵施設	第十七条 核燃料物質を貯蔵する設備には、必要に応じて核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備が設けられていないこと。	—	—	—	—	—	—	—
18	警報設備等	第十八条 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の健全性を著しく損なうおそれがあるとき、次条第一号の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に察知して速やかに警報する設備が設けられてなければならない。 2 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を貯蔵された区域に間に込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられてなければならない。	● ●	記録確認 記録確認	—	—	—	—	—
19	放射線管理施設	第十九条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていないければならない。この場合において、当該事項を直接測定することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて替えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はそれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度 二 放射性廃棄物の排水口又はそれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	—	—	—	● ●	—	—	—
		三 管理区域内における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	—	—	—	—	—	—	—
20	廃棄施設	第二十条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによらなければならない。 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるよう加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。 二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、液体状の放射性廃棄物以外の液体状の廃棄物を液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。 三 气体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において气体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	○ ○ ○	同時確認 同時確認 同時確認	—	—	—	—	—

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 檢査を否認する場合

技術基準		技術基準の要求事項		定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、△知見考慮、△該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)		【定期事業者検査を行わない場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)		
条	項目			○同時確認・△知見考慮・△該当なし	○同時確認・△知見考慮・△該当なし	○記録確認	○記録確認	○記録確認	○記録確認	
四	四 気体状の放射性廃棄物を処理する設備にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	ガラス濃縮槽 原型アラート	廃棄物貯蔵庫	非常用発電機棟	発電機棟	●記録確認	—	—	—	
	五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであることを。	○同時確認	—	—	—	【第19条2号の検査と同時確認】 液体廃棄物の廃棄設備	【第19条2号の検査と同時確認】 液体廃棄物の廃棄設備	【第19条2号の検査と同時確認】 液体廃棄物の廃棄設備	【第19条2号の検査と同時確認】 液体廃棄物の廃棄設備	
21	核燃料物質による汚染の防止	第二十一条 加工施設のうち人が頻繁に入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものでなければならない。	○同時確認	○同時確認	—	【外観検査、保安記録確認】 ・建物内部の第1種管理区域における壁及び床面の塗装について、亀裂等の有無について日常的な巡視の結果から確認する。	【第6条の検査と同時確認】 建物本体	【第6条の検査と同時確認】 建物本体	【第6条の検査と同時確認】 建物本体	
22	遮蔽	第二十二条 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るよう設置されたものでなければならない。 2 工場等内における外部放射線の放射線障壁を防止する必要がある場合には、放射線障壁を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられてなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障壁を防止するためには、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—	・加工の事業内容から変更がない工事等により変更する場合は、使用前事業者検査で確認する。 ・該当する設備は設置していないため、本検査は不要である。	【該当なし】	【該当なし】	【該当なし】	
23	換気設備	第二十三条 加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていないなければならない。 — 放射線障壁を防止するために必要な換気能力を有するものであること。 — 核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。	●記録確認	○同時確認	—	【閉じ込め機能（負圧維持機能）確認検査、記録確認】 ・定期的(年に1回)に行う気体廃棄施設の処理能力測定結果の記録を確認する。 【系統確認検査、記録確認】 ・「ウラン濃縮原型プラントの設計及び工事の方法の認可申請書の記載内容から変更はない。許可申請書に記載されている系統図により確認する。」	【第23条1号の検査と同時確認】 気体廃棄物の廃棄設備	【第23条1号の検査と同時確認】 気体廃棄物の廃棄設備	【第23条1号の検査と同時確認】 気体廃棄物の廃棄設備	
	三 ろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○同時確認	—	—	【性能検査、記録確認】 ・フィルタ交換時のDOP試験結果の記録により確認する。	【第20条4号の検査と同時確認】 気体廃棄物の廃棄設備	【第20条4号の検査と同時確認】 気体廃棄物の廃棄設備	【第20条4号の検査と同時確認】 気体廃棄物の廃棄設備	【第20条4号の検査と同時確認】 気体廃棄物の廃棄設備	
24	非常用電源設備	第二十四条 加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられないなければならない。 2 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられないなければならない。	●記録確認	—	●記録確認	【外部電源喪失時の電源供給機能確認検査、記録確認】 ・定期的(年に1回)に行う非常用発電機の作動確認結果の記録確認を行なう。 【外部電源喪失時の電源供給機能確認検査、記録確認】 ・定期的(年に1回)に行う無停電電源装置の作動確認結果の記録確認を行なう。	【第20条4号の検査と同時確認】 非常用設備	【第20条4号の検査と同時確認】 非常用設備	【第20条4号の検査と同時確認】 非常用設備	
25	通信連絡設備	第二十五条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていないなければならない。 2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられないなければならない。	●記録確認	—	●記録確認	【センター内の連絡機能確認検査、記録確認】 ・定期的(年に1回)に行う非常用通信連絡設備の性能点検結果の記録確認を行なう。 【新規基準への適合に係る申請を行わざ廢止措置計画の認可を受けたため、本検査は不要である。ただし新規に設置する施設は新規制基準に適合するよう使用前事業者検査で確認する。】	【該当なし】	【該当なし】	【該当なし】	【該当なし】

技術基準		定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、△知見考慮、△該当なし)				定期事業者検査を行う場合の検査項目 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠 項目		検査を否認する場合の検査		
条	項目	○同時運転・△知見考慮	○専用濃縮原液アラート	廃棄物	貯蔵庫	非常用発電機	発電機	対象設備		
ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機は重大事故等対処施設に該当しないため、以降の条文要求には該当しないことから、定期事業者検査等は不要である。										
26	重大事故等対処施設の地盤	第二十六条 重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地盤に設置されたものでなければならない。 一 「可搬型重大事故等対処設備」のうち常設設備のうち可搬型のもの（以下「可搬型重大事故等対処設備」という。）と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要なブルトニウムを取り扱う加工施設内の常設のケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。）であつて、耐震重要事項に属する設計基準が設置される機能がある（以下「常設耐震重要事項」）、基準地震動による重大事故等対処設備（以下「重大会事事故等対処設備」という。）が設置される重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤に設置する重大事故等対処設備				—	—	—	—	【該当なし】
		二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設（以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」と称する。）に処理するための地盤に定めるところにより設置されたものでなければならない。				—	—	—	—	【該当なし】
27	地震による損傷の防止	第二十七条 重大事故等対処施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより設置されたものでなければならない。 一 地盤に對して重大事故が設置される重大事故等対処施設（設計基準事故を除く）又は重大事故（以下「重大事故等」と称する。）に処理するための機能が損なわれるおそれがないものであること。				—	—	—	—	【該当なし】
		二 常設耐震重要重大事故等対処設備事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地盤に對して重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く）又は重大事故（以下「重大事故等」と称する。）に對処するための機能が損なわれるおそれがないものであること。				—	—	—	—	【該当なし】
28	津波による損傷の防止	第二项第一号の重大事故等対処施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。				—	—	—	—	【該当なし】
		第二十八条 重大事故等対処施設は、基準津波にその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。				—	—	—	—	【該当なし】
29	火災等による損傷の防止	第二十九条 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により損傷を受けることにより重大事故等に対するために必要な機能が損なわれるおそれがあるものは、可燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて消防設備及び警報設備が設置されたものでなければならない。				—	—	—	—	【該当なし】
		二 前項の消防設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するためには機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。				—	—	—	—	【該当なし】
30	重大事故等対処設備	三十条 重大事故等対処設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 想定される重大事故等の収束時に必要な個数及び収量を有すること。 二 想定される重大事故等が発生した場合には、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に對処するためには機能を有効に發揮すること。				—	—	—	—	【該当なし】
		三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。				—	—	—	—	【該当なし】
31	重大事故等に對処するための検査又は試験及び機能を確認するための検査	四 重大事故等に對処するための機能を確認するための検査又は試験及び機能を確認するための機能を確認するための保持するための保守又は修理ができること。				—	—	—	—	【該当なし】
		五 本来の用途以外の用途として重大事故等に對処するための使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。				—	—	—	—	【該当なし】
32	想定される重大事故等の収束時に必要な個数及び収量を有すること。	六 ブルトニウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）内の他の設備に對して悪影響を及ぼさないこと。				—	—	—	—	【該当なし】
		七 想定される重大事故等が発生した場合は、前項に掲げるもののほか、共通要因（事業許可基準規則第一条第二項第七号に規定する共通要因をいう。次項において同じ。）によつて設計基準事故に				—	—	—	—	【該当なし】
33	常設耐震重要重大事故等対処設備	八 常設耐震重要重大事故等対処設備は、前項に掲げるもののほか、共通要因（事業許可基準規則第一条第二項第七号に規定する共通要因をいう。次項において同じ。）によつて設計基準事故に				—	—	—	—	【該当なし】

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項			定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、△知見考慮、△該当なし)			定期事業者検査を行う場合の検査 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠 項目			対象設備	
条	項目	○同時確認・△知見考慮、△該当なし ○ LNG濃縮 原型アラート	廃棄物 貯蔵庫	非常用 発電機棟	—	—	—	—	—	—	—	—
	対応するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならぬない。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
	3 可燃型重大事故等対処設備に関する限りでは、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによるものでなければならない。 — 常設設備（ブルトニウムを取り扱う加工施設と接続されている設備又はブルトニウムを取扱う加工設備と接続することができる設備の設置）と常設設備（ブルトニウムを取扱う加工施設と接続することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な接続すること）。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
	二 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができるなくなることとを防止するため、可燃型重大事故等対処設備を設置場所に居住するため、可燃型重大事故等対処設備をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
	三 想定される重大事故等が発生した場合において可燃型重大事故等対処設備を設置場所に居住するための適切な措置を講ずること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
	四 地震、津波その他の自然現象又は故障による他の航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対する設備及び重大事故等対処設備の配置の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
	五 想定される重大事故等が発生した場合において、可燃型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被状況を把握するため、工場等内の道路及び通路を確保するよう、適切な措置を講ずること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
	六 共通要因によつて、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の被状況を把握するため、工場等内の道路及び通路を確保するため、必要な機能と同時に可燃型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するための必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
	第三十一条 重大事故等対処設備に属する構造物のうち、材料及び構造部材及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、容器等がその設計上要求される強度及び耐久性が確保できるものであること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
31	材料及び構造	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
	— 容器等がその設計上要求される強度及び耐久性が確保できるものであること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
	— 容器等の主要な接続部（接接着部及び熱影響部を含む。）は、次に掲げるところによるものであること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
	イ 不連続で特異な形状でないものであること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
	ロ 溶接部による割が生ずるおそれがないこととを非破壊試験により確認したものであること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
	ハ 適切な強度を有するものであること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
	ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したもののであること。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
	2 重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行つたとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないよう設置されたものでなければならない。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
	三十二条 ブルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第一号に掲げる重大事故の発生を防止するため必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていないければならない。 — 未臨界移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
32	臨界事故の拡大を防止するための設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
	— 臨界事故の影響を緩和するためには、加工規則第二条の二第二号に掲げる重大事故等対処設備が設けられていないければならない。 — 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するためには必要な設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
33	閉じ込める機能の喪失に対するための設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
	— 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】

施設：加工施設（ウラン濃縮原型プラント、廃棄物貯蔵庫、非常用発電機棟） 検査要否整理表

技術基準		技術基準の要求事項		定期事業者検査の要否 （●必要、▲場合による、△該当なし）				定期事業者検査を行う場合の検査 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠 項目		対象設備
条	項目	○同時確認・△知見考慮、△該当なし ○ラン濃縮 原型アラート	廃棄物 貯蔵庫	非常用 発電機棟	非常用 発電機棟	非常用 発電機棟	非常用 発電機棟	非常用 発電機棟	非常用 発電機棟	
34	工場への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備等への対応が設けられていない場合は、フルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対応に必要となる十分な量の水を有する水源を確保するために必要な設備が設けられない。	—	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
35	重大事故等へ必要な水の供給設備	第三十五条 フルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対応に必要となる十分な量の水を有する水源を確保するために必要な設備が設けられない。	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
36	電源設備	第三十六条 フルトニウムを取り扱う加工施設には、外部電源系統から電気の供給が停止し、第二十四条の規定により設置される通常用電源設備が喪失した場合において、当該加工施設から必要な電力を確保するために必要な設備が設けられない。	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
37	監視測定設備	第三十七条 フルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺工場等の周辺海域を含む。)において、当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられなければならない。	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
38	緊急時対策所	2 フルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において工場等において、風向、風速、その他気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられなければならない。 第三十八条 フルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところにより緊急時対策所が設けなければならない。 一 重大事故等に対処するためには、必要な指示を行ふ要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。 二 フルトニウムを取り扱う加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行いうためには、必要な設備を設けること。 2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するためには、必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない。	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】
39	通信連絡を行うために必要な設備	第三十九条 フルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行つたために必要な設備が設けられなければならない。	—	—	—	—	—	—	—	【該当なし】